

令和3年度 第1回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和3年 4月27日 (火)			
開 催 場 所	今帰仁村役場2階 第1会議室			
開 催 日 時	令和3年	4月27日	午後	1時 35分 開 会
	令和3年	4月27日	午後	5時 32分 閉 会
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
欠席委員番号				
議事録署名委員	8 番	仲宗根 和盛	1 番	米須 清和

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和3年度 第1回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、8番 仲宗根 和盛（なかそね かずもり）委員、1番 米須 清和（こめす きよかず）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業者年金チラシの配布について
議 長 （日程第4）	<p>それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の意見決定について</p> <p>議案第3号 非農地証明願いについて</p> <p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第6号 令和2年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価および令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>議案第7号 下限面積（別段の面積）の設定について</p> <p>以上です。</p> <p>本日の提案された議案第1号から第7号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが17件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>

		(異議なしの声あり)
議	長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
		休憩 午後 1時 40分 再開 午後 3時 6分
議	長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私のほうから議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。 (議案書に基づいて議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、3ページから8ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。 以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。

	<p>なお、本議案には1番 米須 清和（こめす きよかず）委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。最初に、利用権設定等関係、整理番号31番から34番について審議・採決を行います。米須 清和委員は退席をお願いします。</p> <p>（米須 清和委員退席）</p> <p>米須 清和委員が退席されましたので、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号31番から34番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号31番から34番について説明いたします。</p> <p>（議案書に基づいて議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号31番から34番についての内容を説明）</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号31番から34番について、質疑はございませんか。</p>
	<p>（質疑なし）</p>
議長	<p>議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号31番から34番について異議はございませんか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>
議長	<p>議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号31番から34番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p>

	<p>議事が終了しましたので、米須委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(米須 清和委員 着席)</p> <p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番から30番及び所有権移転関係を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番から30番及び所有権移転関係を説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号1番から30番及び所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係整理番号5番及び利用権設定等関係整理番号1番から3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」13ページの所有権移転関係整理番号5番及び10ページの利用権設定等関係整理番号1番から3番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和3年4月19日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定関係整理番号21番から26番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>

委員	<p>議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定関係整理番号21番から26番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和3年4月19日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定関係整理番号27番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定関係整理番号27番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和3年4月19日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番から30番及び所有権移転関係について質疑はございませんか。</p>
委員	<p>利用権設定等関係整理番号28番から30番について確認ですが、村外へ住所変更はしていませんか。</p>
事務局	<p>住所変更はしていません。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番から30番及び所有権移転関係について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番から30番及び所有権移転関係は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第3号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>それでは私のほうから議案第3号「非農地証明願いについて」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明がありました議案第3号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、私のほうから議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>

委員	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年4月19日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。</p>
委員	<p>申請面積が500㎡を超えていて、進入路として一部使われるという話ですが、本来は分筆して分けた方がいいのではないかと。それかその土地は進入路として使うということを一筆書かせた約束事を依頼しては？</p>
委員	<p>地元委員からの意見ですが、申請地の後ろは以前から草地として使っている畑があり、畑の利用者は申請地からしか畑へ行くことができません。面接の中で承諾書をもらうように指導しています。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第5号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年4月19日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和3年4月19日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。 続きますして議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	説明のため休憩をお願いします。
議 長	暫時、休憩します。
委 員	休憩 午後 3時 39分 (議案第5号整理番号3番について内容を説明) 再開 午後 4時 44分
議 長	再開します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	休憩中の説明のとおり、整理番号3番については申請人から取下げの意向があったため、保留とし継続審議にしたいと思います。

議 長	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、事務局からの説明のとおり保留とし継続審議ということで異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については保留とし継続審議といたします。</p> <p>続きまして議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番から6番について審議したいと思います。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番から6番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番から6番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番から6番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番から6番については、令和3年4月19日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。

		(質疑なし)
議	長	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番から6番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番から6番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>それでは私のほうから、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については、令和3年4月19日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)

議 長	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番について審議したいと思います。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番については、令和3年4月19日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>

委 員	申請地の現況地目が雑種地になっているが休耕地に直した方がいいのでは？
事 務 局	すみません。現況地目を雑種地から休耕地に修正お願いします。
議 長	よろしいでしょうか。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番については、令和3年4月19日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところいろいろ問題がありました。こちらの申請地については、転用計画者が代表を務める合同会社によるグルー

	<p>プホームで、家族を社員に含む会社で、その社員のうち二人が土地改良整備された農振内の畑に建物を建てており、農振・転用違反の案件があります。面接のときもその違反の説明をし、現状の回復・是正について指導し、今回の申請については許可が難しいと話しました。</p> <p>申請については様々な問題がありましたので、地元委員からも意見をお願いします。</p>
委員	<p>休憩中に説明したとおりです（以前から農振・転用違反しており指導したが改善されないこと、土地改良区事業負担金を未払いのこと、申請地については事前着工されたこと等。）</p>
委員	<p>内容については事務局の方でまとめて進達し、県の方へ判断をお願いしたいです。可否の方は多数決で決めて頂きたいです。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。それでは議案第5号整理番号10番について多数決にて採決を取りたいと思います。議案第5号整理番号10番について原案の通り可決と思う方は挙手をお願いします。</p>
	<p>挙手 可決 0人 ・ 否決 8人</p>
議長	<p>多数決の結果、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番については、否決ということで異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番については否決といたします。</p> <p>続きまして、議案第6号「令和2年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価および令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第6号「令和2年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価および令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を説明いたします。</p> <p>ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。</p>

議 長	<p>それでは資料確認のため、休憩します。</p> <p>休憩 午後 5時 5分 (資料確認及び令和2年度の目標及び達成・令和3年度の活動計画についての説明)</p> <p>再開 午後 5時 19分</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から議案第6号の説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第6号について異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第6号「令和2年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価および令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第7号「下限面積（別段の面積）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第7号「下限面積（別段の面積）について」説明いたします。</p> <p>(議案第7号「下限面積（別段の面積）について」内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第7号「下限面積（別段の面積）について」の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>以前、家と畑をセットにして売りたいという相談があり、下限面積を活用し移住者促進の観点から小さな農地を付けた住宅を移住者へ売るためにやっている市町村が全国に何か所かありますが、それを踏まえて下限面積の設定を審議したいのですが、事務局としてはどう考えていますか。</p>

事務局	ただいま質問がありました件について、1,500坪農地があるというのが以前からの3条資格者といわれる要件ですが、これは農業センサスをもとに今帰仁村の半数以上の農家が1,500坪程度の畑を持っているということで、それを基準に下限面積を定めています。またあまり下げると誰でも農地が動かせるということで、事務局としては懸念があります。これはあくまでも農業委員会の承認ということで、異議があれば変更も可能です。
委員	農家はこれでいいと思うんですけど、家と隣接する畑をセットにして農家ではない移住者に対して売るために指定地区だけ下限面積を下げるとか定住移住促進事業で出来るか。もっとこういった相談や要求が出ない限り出来ないですか？
事務局	要望件数が増えれば検討していくと思います。下限面積の変更はいつでもできるので、そういった要望が増えてくるにあたって対応していければと思います。
議長	ほかに意見ありませんか。
委員	別件なんですけど、3条資格得るために農地として使えない山林とかも利用権設定して面積確保し別の畑を農家として取得し、後々転用しようとする案件があるんですけど、これに対して縛りとかはないですか。農業委員会として認めるわけにはいかないですよ？
事務局	農地台帳上、非農地や遊休地として判断しているものは原則農地面積には含めていません。基本3条で購入するとしばらくは転用もできず、何か建てたいとかであれば5条申請してもらおう形になります。
議長	よろしいでしょうか。議案第7号「下限面積（別段の面積）について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことでありますので、議案第7号「下限面積（別段の面積）について」は原案通り可決決定いたします。

<p>議 長</p>	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。 次回の農業委員会総会は令和3年5月26日（水）を予定しています。 これにて令和3年度第1回総会を閉会します。</p>
	<p style="text-align: right;">閉会時刻 午後 5時 32分</p>
	<p style="text-align: right;">会長 内間 正樹 印</p>
	<p style="text-align: right;">議事録署名委員</p>
	<p style="text-align: right;">印</p>
	<p style="text-align: right;">印</p>